

## 松原がんばる市民応援金のお知らせ

市ではスポーツ、芸術、文化などの分野において、日本または大阪府の代表として国際的規模や全国的規模の競技会などに出場または出展される人や優勝などの記録を残した市内に所在する団体(規約などを有するもの)に対し、市を挙げて激励し、応援金を交付しています。

応援金の交付を受けようとする人は、「松原がんばる市民応援金交付申請書」に競技会などの開催内容がわかる書類を添付し、競技会などに出場または出展することが決定した日から競技会など終了後1カ月以内に申請してください。また、競技会など終了後に申請される場合は、上記に加えて「競技会等結果報告書」を添付し、申請してください。

対象者などの詳細は、市ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。

●問合せ 秘書課



## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

### 傷病手当金の適用対象期間延長について

給与などの支払いを受けている国民健康保険及び後期高齢者医療制度における被保険者の人が、新型コロナウイルス感染症に感染したことなど(発熱などの症状があり、感染が疑われる場合を含む)により、勤務することができなくなった場合に、緊急的、特例的な措置として、それぞれの保険者から支給される傷病手当金の支給対象期間が、下記のとおり変更となりました。

また、新型コロナウイルス感染症は感染症法上、5類に位置づけられる予定であることから、下記期間をもって、傷病手当金の支給を終了します。

【変更前】令和2年1月1日～令和5年3月31日

【変更後】令和2年1月1日～令和5年5月7日

#### ●問合せ

国民健康保険については、保険年金課  
 後期高齢者医療制度については、医療支援課、大阪府後期高齢者医療広域連合給付課(☎06-4790-2031)

## 第23回 松原市民バラフェスティバル

市では、市の花であるバラが段丘に赤い花をつけるこの時期に毎年「バラフェスティバル」を開催しています。ご好評をいただいているコンサートを今年度も2部形式の入替制で市民ロビーにて行います。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ティーサービス、野外イベントなどはありません。

●問合せ 総務課、松原市文化会館(申し込みに関すること)



### バラの誘い～ロビーコンサート～

第1部、第2部に各80人を無料で招待します。

**とき** 5月20日(土)  
 第1部 午後2時～  
 第2部 午後5時～

**ところ** 市役所市民ロビー

※事前申し込みの入場券が必要です。ライブ配信も行います。詳細は、広報まつばら5月号でお知らせします。

### ●内容 バラの香りと共に

第1部 【前半の部】ソプラノ・テノール・ピアノ 【後半の部】チェロ・ピアノ

第2部 【前半の部】ピアノ 【後半の部】ピアノ・ソプラノ

●申し込み 下記【1】、【2】のいずれかで申し込みください(電話や窓口での申し込みはできません)。申し込みは1人につき1回とさせていただきます(2回以上申し込むと全て無効となります)。1回の申し込みで2人まで申し込みが可能です。

【1】往復はがきに必要事項を記入し(下記の書き方(記入例)参照)、松原市文化会館「バラフェスティバル」係へ。

【2】申し込みフォーム(右記QRコード)より申し込み。

※申し込み時に1人ないし2人分の名前・フリガナ・住所・電話番号(記入例①～④)を記入してください。4月21日(金)必着で申し込み多数の場合は抽選。抽選結果は5月初旬に【1】返信はがき、または【2】メールで通知します。



### ▼往復はがきの書き方(記入例)

〒580-0044 松原市田井城1-3-11 松原市文化会館 「バラフェスティバル」係	《 無記入 》	郵便番号 住所 氏名	希望の部：第1希望(1部) 第2希望(2部) 1人目 ①名前 ②フリガナ ③住所 ④電話番号 2人目(必要あれば) ①名前 ②フリガナ ③住所 ④電話番号
(往信 宛名面)	(返信 文面)	(返信 宛名面)	(往信 文面)

※2人で申し込む場合は必ず2人分の①～④を記入してください。



人間ドック・脳ドックの受診費用を一部助成します **年度内1回限り**

**国民健康保険加入者**

人間ドックと脳ドックが対象です。  
 ※受診前に申請が必要です。

**助成額**  
 人間ドック(2万5,000円)  
 脳ドック(1万円)  
 総合(人間・脳)ドック(3万5,000円)  
**対象(①~④すべてに該当する人)**

- ①松原市国民健康保険に加入し、加入期間が原則1年以上の人
- ②同年度内に受診していない人
- ③おおむね30歳以上の人
- ④国民健康保険料を滞納していない人

**実施場所**  
 右表○印参照

**助成申請の方法**  
 下記のいずれかで申請してください。  
 ・保険証を持参し保険年金課にて申請  
 ・決定通知書を渡しますので、実施医療機関の中から一つ選択し、直接医療機関へ希望日を電話で予約  
 ・市ホームページ(下記QRコード)からオンラインで申請

▶問合せ  
 保険年金課



実施医療機関	人間ドック	脳ドック	総合(人間・脳)ドック
阪南中央病院(☎337-2525)	○	○★	○
松原徳洲会病院(☎334-3400)	○	○★	○
明治橋病院(☎334-8558)	○	○★	○
オノクリニック(☎330-2600)	○	○★	○
伊藤クリニック(☎332-0045)	○	○	○
可児放射線科(☎335-1112)	○		
松原中央病院(☎331-4161)		○★	
うえだクリニック(☎337-9000)		○★	
みどり健康管理センター(吹田市)(☎06-6385-0265)	○		
ベルクリニック(堺市)(☎072-224-1717)	○	○	○
市立柏原病院(柏原市)(☎072-970-2300)	○		
福島健康管理センター(大阪市)(☎06-6441-6848)	○	○	○
淀川健康管理センター(大阪市)(☎06-6303-7281)	○		
近畿健診センター(大阪市)(☎06-6365-1655)	○		
大阪公立大学医学部附属病院 MedCity21(大阪市)(☎06-6624-4011)	○	○	○
大野クリニック(大阪市)(☎06-6213-7230)	○	○	○

**国民健康保険加入者以外の人**

脳ドックが対象です。  
 ※受診前に申請が必要です。

**助成額**  
 脳ドック(1万円)  
**対象**  
 国民健康保険加入者以外の満40歳以上の市民

**実施場所**  
 右表★印参照

**助成申請の方法**  
 実施医療機関へ電話などで予約の上、地域保健課へ。

▶問合せ  
 地域保健課



**後期高齢者医療被保険者**

人間ドックが対象です。  
 ※受診後に申請が必要です。

**助成額**  
 2万6,000円(上限)  
**対象(両方に該当する人)**  
 ①後期高齢者医療被保険者  
 ②同年度内に受診していない人

**対象の医療機関**  
 全国の医療機関及び検査機関。  
 受診可否は、受診希望の医療機関へお問い合わせください。

**助成申請の期限**  
 受診した日から2年以内

**助成申請の方法**  
 ①人間ドックの領収書(コピーでも可)  
 ②検査結果通知書一式(コピーでも可)  
 ③被保険者証  
 ④口座情報がわかるもの  
 ①~④を持参し医療支援課へ。

▶問合せ  
 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課(☎06-4790-2031)、医療支援課

2種混合ワクチン(ジフテリア、破傷風)の接種を受けましょう  
 ~2種混合ワクチン(定期接種)を3種混合ワクチン(任意接種)に変更された人に接種費用の助成を開始します~

乳幼児期に接種したワクチンの効果をより高めるため、2種混合ワクチン(ジフテリア、破傷風)の接種をお勧めします。  
 ※近年、大きくなってから百日せきに感染する人が増えたことから、百日せきを含む3種混合ワクチン(任意接種)へ変更して接種する場合、接種費用の助成を行います。

- 対象 本市に住居票のある11歳以上13歳未満の人
- 回数 1回接種
- 費用 2種混合ワクチン(定期接種)無料

3種混合ワクチン(任意接種)接種1回あたり上限5,000円助成(差額自己負担)※任意接種のため、健康被害が生じた場合に予防接種法に基づく補償を受けることはできません(医薬品副作用被害救済制度が適応されます)。

- 持ち物 母子手帳、子ども医療証などの住所が確認できるもの
- ※実施医療機関へお問い合わせのうえ接種してください。



4月からの新しい助成や変更点に関するお知らせ

おたふくかぜワクチン接種費用の一部助成を開始します。

おたふくかぜの流行を防ぐとともに、り患後の重篤な合併症を予防するために、おたふくかぜワクチンの接種費用の一部助成を行います。

- 対象 本市に住居票のある①生後12月から生後24月に至るまでの人(1回) ②平成29年4月2日生まれ~平成30年4月1日生まれ(小学校入学の前年度)の人(1回)

●助成額 接種1回あたり1,000円助成(差額自己負担)※任意接種のため、健康被害が生じた場合に予防接種法に基づく補償を受けることはできません(医薬品副作用被害救済制度が適応されます)。

- 持ち物 母子手帳、子ども医療証などの住所が確認できるもの※実施医療機関へお問い合わせのうえ接種してください。

口腔がん検診について

これまで集団方式で行っていた口腔がん検診が、4月から地域の歯科医院で受診できます(実施歯科医療機関は広報まつばら4月号と同時配布の「令和5年度保健事業案内」などでご確認ください)。

- 内容 問診・口腔内診察
- 対象 受診時40歳以上の人
- 回数 年度に1回
- 費用 500円



子宮頸がん予防ワクチン(ヒトパピローマウイルス(HPV))の定期接種に9価ワクチン(シルガード9)が追加されます

HPVワクチンの定期接種には、これまで2価ワクチンと4価ワクチンが使用されていましたが、加えて9価ワクチンも接種できるようになりました。すでに接種を開始されている人は、原則、同一のワクチンで所定の回数を接種してください。

- 定期接種対象者 本市に住居票のある①小学校6年生から高

校1年生相当の女性②平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの女性※本市では、平成7年4月2日から平成9年4月1日生まれの女性についても任意接種として、同様に公費助成をおこなっています。

- 費用 無料
- 備考 詳細は市ホームページ(下記QRコード)をご覧ください。



●問合せ 地域保健課

令和5年度  
開始

## 市内で安心・安全に出産できるよう 周産期母子医療センターを支援します

全国的に分娩を取り扱う医療機関が減少している中、市内において安心して出産できる医療機関を確保するとともに、高度で専門的な周産期医療を安定的に受けることができるよう、市内で唯一出産を取り扱っている阪南中央病院における周産期母子医療センターの

運営を支援します。

この支援により、市民の皆さんが阪南中央病院で出産する際の費用が軽減されます。今後も引き続き身近なところで安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進していきます。

●問合せ 地域保健課



～国民健康保険に加入の皆さんへ～

## 特定健診のお知らせ

4月中旬に受診券を発送します！

特定健診は、主に生活習慣病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症など)をいち早く見つけ、予防・改善するために受診する健診です。

糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの基礎疾患のある人は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化のリスクが高いといわれています。

ご自身の健康、大切なご家族のためにも、受診券が届いたら受診しましょう！

●問合せ 保険年金課

受診費用：**無料** (年度内1回まで)

対象者：40歳～74歳の国民健康保険加入者

受診期間：令和6年3月31日まで



受診方法などの詳細は、受診券に同封の案内をご確認ください。

～松原市民の皆さんへ～

## がんドック・レディースドック・骨粗しょう症検診の受付について 【検診場所：市立保健センター】

●問合せ 地域保健課

4月12日(水)から受付開始

### がんドック

30～39歳は胃がん検診(バリウム造影)のみ。40歳以上は胃がん検診(バリウム造影)を必須とし、その他大腸がん、肺がん・結核検診も同時に受診可能です。

●対象者 受診時満30歳以上の市民

●費用 無料

### レディースドック

①胃がん(バリウム造影) ②大腸がん③肺がん・結核検診④乳がん⑤子宮頸がん

※①～⑤すべてを受診できる人に限ります。

●対象者 受診時年齢満40歳以上で西暦奇数年生まれの女性市民

●費用 1,000円(乳がん検診費用)



4月20日(木)から受付開始

### 骨粗しょう症検診

●対象者 満40、45、50、55、60、65、70歳の女性市民。年齢中に一回のみ。

●費用 無料



### がんドック・レディースドック・骨粗しょう症検診の共通事項

申込時点で対象年齢に達していない場合でも、受診日に達する日程で申し込みできます。日程など詳細は広報まつばら4月号と同時配布の「令和5年度保健事業案内」をご覧ください。

●申込み 受付初日のみ午前8時30分から受付を開始します。午前8時30分～9時の間は、市役

所代表電話にはつながりませんので、必ず、地域保健課直通電話におかけください。  
 ※受付開始から2時間程度は混雑が予想されますので、ご了承ください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、出来る限り電話で申し込みください。

### オンラインでの受診予約をはじめます

受付開始日の午前8時30分より、オンラインでがんドック・レディースドック・骨粗しょう症検診・特定健診の受診予約ができます。スマートフォ

ンでご希望の健診を下記QRコードから申し込みできます※市ホームページ(下記QRコード)からも申し込みできます。



▲がんドック  
4月12日(水)～



▲レディースドック  
4月12日(水)～



▲骨粗しょう症検診  
4月20日(木)～



▲特定健診(集団)  
4月20日(木)～



▲市ホームページ  
※各受付開始日から



令和5年度会計年度任用職員募集

下記職種以外についても募集しています。詳細は市ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。



【時給による雇用】

業務内容	人数	雇用期間	時間・日数	受付期間	選考日	問合せ
納税課事務補助	1人	5月8日(月)～7月31日(月) 9月1日(金)～10月31日(火)	午後1時～4時45分・週5日	4月3日(月)～7日(金)	4月11日(火)	納税課

危険空家除却等補助制度について

～申請期間を令和5年9月末まで延長します～

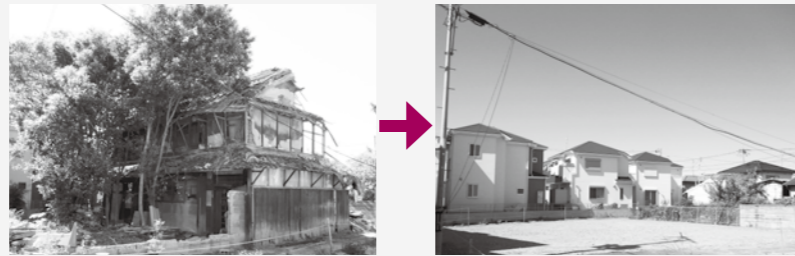
市では、空き家対策の取り組みをより一層進めるため、管理不十分で危険な空き家の所有者に対して、除却工事費用の一部を補助します。

令和5年度の申請期間については、令和5年4月から令和5年9月末まで、予算の範囲内での補助となりますので、ご注意ください。

●問合せ まちづくり推進課

補助対象者

- ①補助対象建築物等の所有権を有する者であること(法人も対象)
- ②市税に未納が無いこと



▲改善前

▲改善後

危険空家除却補助

※危険空家とは、構造や防火上の観点で、著しい腐朽、破損などが認められる空き家をいいます。

要件

- ①居住などの利用がない空き家であること
- ②市が定める判定表による評点が100点以上であること(事前調査申し込み後、市職員にて調査します)

補助金額

一戸建て：実際に除却工事に要した費用または、1戸の住宅あたり上限150万円のいずれか低い額

長屋等：実際に除却工事に要した費用または、1戸あたり上限100万円のいずれか低い額(長屋等で隣家の切り離しに伴う復旧工事を行う場合は、最大50万円を加算)

樹木の撤去補助

要件

- ①居住などの利用がない空き家であること
- ②現に空き家の敷地から枝などが道路にはみ出し、歩行者などの通行を妨げている樹木であること
- ③樹木を伐根するなどして、今後繁茂しない状態にすること

補助金額

実際に要した撤去費用の8割または、上限10万円のいずれか低い額

注意

- 上記以外にも要件がありますので、必ず事前にご相談ください。また、事前相談される際は、該当空き家の危険な箇所がわかる写真があると案内がスムーズです。
- 補助金の交付決定前に工事に着手した場合は、補助できなくなりますので、ご注意ください。

自転車に乗る時は

ヘルメットをかぶりましょう



「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。

高齢者自転車ヘルメット購入費助成事業

▼問合せ 市民協働課

【対象者】松原市に住所を有する65歳以上の人

【費用】ヘルメット購入費の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額。上限二千円。)

【対象ヘルメット】一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合しているもの(SGマークが貼付されているもの)、もしくはその他同等の安全基準に適合しているもの。

【備考】助成を希望される人は市ホームページ(下記QRコード)をご覧ください。



「道路交通法の一部を改正する法律」が令和5年4月1日より施行され、自転車利用者は、年齢にかかわらずヘルメットの着用が努力義務になります。自転車乗用中にヘルメットを着用せず交通事故に遭った場合、頭部にケガを負うことで死亡事故などの重大な事故につながりかねません。松原市の救急搬送データによると、自転車乗用中の受傷者は高齢者の割合が高く、かつ、頭部受傷の割合が高くなっています。そのため、松原市では、高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業を行っています。自転車用ヘルメットは頭部を守るために必要なものですので、皆さんもヘルメットを着用し、交通ルール・マナーを守りましょう。

「自転車安全利用五則」を守って安全運転に努めましょう!

自転車は道路交通法上の「軽車両」で車の仲間です。車と同様に、運転する人が守らなければならない交通ルール、自転車安全利用五則があります。下記の自転車安全利用五則を守り、安心安全な運転を心がけましょう。



①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。また、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

③夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。道路標識などにより、一時停止とされている場所では、必ず一時停止し安全を確認しましょう。

④飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

⑤ヘルメットを着用

自転車事故による被害を軽減するために、ヘルメットを着用しましょう。また、幼児・児童の保護者は、幼児・児童が自転車に乗るときには、ヘルメットを着用させましょう。